県産農林水産物の放射性物質検査結果概要 (令和3年4月~令和4年3月公表分)

宮城県農政部食産業振興課

原子力災害特別措置法第20条第3項の規定に基づき宮城県知事に依頼された「農畜水産物等の放射性物質検査について」(令和2年3月23日付け生食発0323第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官)に則り、県産農林水産物の放射性物質検査を実施した。

1 精密検査

(1) 目的

県の水産技術総合センターに配置したゲルマニウム半導体検出器及び外部検査機関にて、計画検査及び確認検査(県が実施した簡易検査において精密検査の実施の目安を超過したものの検査)を実施し、全県のモニタリングを行った。

(2) 検査結果概要

県産農林水産物(穀類及び牛を除く。)4,605点(180品目)を検査した結果,基準値以下が4,581点(99.5%),基準値超過が24点(0.5%)であった。

基準値超過の内訳は、林産物5品目24点で、農産物、畜産物(原乳)及び水産物は全て基準値以下であった。

なお、林産物については、生産管理を行っていない野生きのこや山菜類を計上しているため、基準値超過割合が高くなっている。

<基準値100Ba/kg>

<u> </u>	▽≪平恒1000世ペン											
_				基準値以下(上段:点数, 7	段:割合(%))	基準値	基準値超過(上段:点数,下段:割合(%))				
区分	検査品目	検査点数	ND	ND~ 25Bq/kg	26~ 50Bq/kg	51~ 100Bq/kg	計	101~ 200Bq/kg	201~ 500Bq/kg	500Bq/kg超	計	
# *	40	105	195	-	-	1	195	1	-	-	1	
農産物	40	195	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-	
林産物	32	744	268	364	48	40	720	14	7	3	24	
杯性物	32	744	36.0	48.9	6.5	5.4	96.8	1.9	0.9	0.4	3.2	
水産物	107	3.633	3,533	97	3	-	3,633	-	-	-	-	
小生物	107	3,033	97.2	2.7	0.1	-	100.0	-	-	-	-	
∧ =1		4.570	3,996	461	51	40	4,548	14	7	3	24	
合計	179	4,572	87.4	10.1	1.1	0.9	99.5	0.3	0.2	0.1	0.5	

<基準値50Bq/kg>

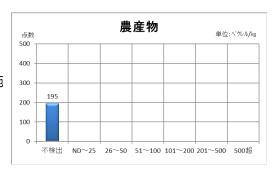
				基準値以下(上段:点数, 7	下段:割合(%))	基準値	直超過(上段:)	点数, 下段:割	合(%))	
区分	検査品目	検査点数	ND	ND~ 10Bq/kg	11~ 25Bq/kg	26~ 50Bq/kg	計	51 ~ 100Bq/kg	101~ 250Bq/kg	250Bq/kg超	計
畜産物	,	22	33	-	-	-	33	1	-	-	-
(原乳		33	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	_

A = 1	180	4.605	4,029	461	51	40	4,581	14	7	3	24
合計	160	4,000	87.5	10.0	1.1	0.9	99.5	0.3	0.2	0.1	0.5

(3) 種別毎の検査結果

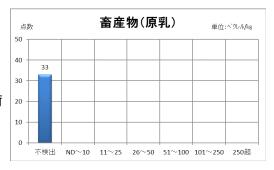
① 農産物の状況

- ○195点(40品目)を検査
- ○全て不検出
- 〇穀類については、別途、出荷前検査を実施



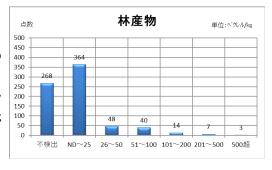
② 畜産物 (原乳) の状況

- 〇33点(1品目)を検査
- ○全て不検出
- ○畜産物のうち肉用牛については, 令和2年3月27日以降,廃用牛などの出荷 時検査を実施



③ 林産物の状況

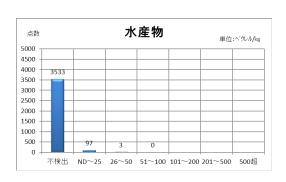
- ○744点(32品目)を検査
- ○基準値以下が720点(96.8%)
- ○露地・施設栽培のきのこ類及び山菜類につ いては、全て基準値以下
- ○基準値超過は、マツタケ(野生)1点、シロシメジコ(野生)1点、コシアブラ(野生)8点、ゼンマイ(野生)1点、タケノコ(野生)10点、タラノメ(野生)1点



- 〇最高値は、コシアブラ (野生) の650ベクレル/kg
- ○濃度別分布では、不検出が268点(全体の36.0%)、25ベクレル/kg以下が364点(48.9%)、26~50ベクレル/kgが48点(6.5%)、51~100ベクレル/kgが40点(5.4%)で、基準値超過となる101~200ベクレル/kgが14点(1.9%)、201~500ベクレル/kgが7点(0.9%)500ベクレル/kg以上が3点(0.4%)

④ 水産物の状況

- ○3,633点(107品目)を検査
- ○全て基準値以下
- ○濃度別分布では,不検出が3,533(全体の97.2%),25ベクレル/kg以下が97点(2.7%),26~50ベクレル/kgが3点(0.1%)

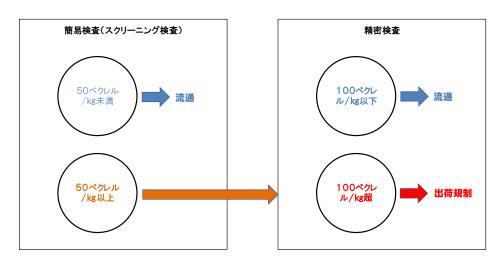


2 簡易検査 (スクリーニング検査)

(1) 目的

精密検査の補完として、県の各合同庁舎等に配置したNaIシンチレーション検出器により、圏域毎のモニタリングを実施した。

なお、国の「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」の規定に基づき、検査対象は、一般食品の基準値100ベクレル/kgが適用される林産物とした。



(2) 検査結果概要

県産林産物25点(21品目)を検査した結果,精密検査の実施の目安である50ベクレル/kg(基準値の1/2)を超過したのは,1点(1品目)で全体の割合は4.0%であった。

【簡易検査結果】 R3.4~R4.3月分											
	検査	松木				内	訳				
種別	快宜 品目計	検査 点数計	精密検査の実施				精密検査の実施の目安超過				
	四日司	从数計	の目	安以内		点数	品田				
林産物	21	25	24	96.0%	1	4.0%	シロシメジ(野生)				

3 非破壊検査(全量)

(1) 目的

令和3年9月10日から非破壊式放射能測定装置によりスクリーニングレベル以下であると確認された「野生マツタケ」について出荷制限が解除されたことに伴い、実施した。

(2) 検査結果概要

県産林産物641点(1品目)を検査した結果、精密検査の実施の目安であるスクリーニングレベルを超過したのは、5点(1品目)で全体の割合は0.8%であった。

※スクリーニングレベルとは、スクリーニング法に基づく検査において、国が定めた基準値100~クレル/kgを確実に下回ると判定するための値

【非破壊検	査結果】				R3	.4~R4.3月分		
	検査	検査	内			訳		
種別	快宜 品目	点数計	国(の基準値の1/	′2(50ベクレル/ト	、クレル/kg)		
	пр Н	从 数司	以	下	超	過		
林産物	野生キノコ(マツタケ)	641	636	99.2%	5	0.8%		